

広島県告示第八百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和五年六月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和五年六月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道中領家庄原線	庄原市総領町五箇字宮本一一六一番一地从先から庄原市総領町五箇字宮本一一四一番一地向先まで	令和五年六月二二日